**○福祉専門職員等連携加算について**

福祉専門職員等連携加算については、平成27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平成27 年３月31 日）に以下のとおり記載がされています。

　本加算を算定されるにあたって、届出は必要ありません。加算を算定される事業所においては、参考にしてください。

【居宅介護（福祉専門職員等連携加算）】平成27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ（平成27 年３月31 日）より

問８ 福祉専門職員等連携加算については、どのような利用方法をイメージしているのか。

* 具体的な利用方法のイメージは以下のとおり。

なお、連携する社会福祉士等とは、当該利用者の状況を従前から把握している医療機関、障害福祉サービス事業所等の社会福祉士等とする。

例：居宅介護の利用を開始する者が入院していた精神科病院の精神保健福祉士と

連携する場合

・ 居宅介護の利用開始に伴い、居宅介護事業所は、当該利用者が入院していた精神科病

院の精神保健福祉士に対して、居宅介護計画作成への協力依頼を行う。

・ 依頼を受けた精神科病院の精神保健福祉士は、サービス提供責任者の訪問に同行し、

居宅介護の利用者の日常生活能力と病状に伴う変化も含めたアセスメントを「アセス

メント表」（※）等の作成を通して提供する。さらに、利用者との関係作りや障害特性、

支援ニーズ等についても情報提供を行い、利用者の特性に応じた、より障害者の自立

を促進する視点に立った居宅介護計画の作成に協力する。

※ 別紙「居宅介護計画を連携して作成するためのアセスメント表」を参照されたい。